

環境対応への“3つの誤解”

1. はじめに

京都議定書におけるわが国の国際公約達成を向け、運輸分野においても、省エネ法の改正やグリーン物流パートナーシップ会議の設置等、各種行政施策が推進されております。さらに6月6日～8日に開催されたハイリゲンドラム・サミットにおいて、「2050年までに温室効果ガス排出量を少なくとも半減させることを真剣に検討する」ことが合意される等、ポスト京都議定書に向けた動きも進んでおり、それらは運輸分野においてもさらに影響を与えることが想定されます。また、地球温暖化問題以外にも、大気汚染、資源の枯渇等、ロジスティクスに携わる企業として、取り組まなければならない事項は多々あります。

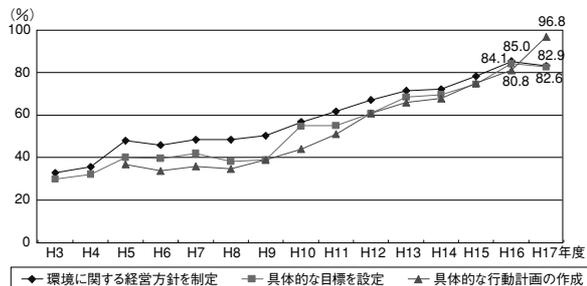
しかしながら、会員企業の方々のお話をお聞きする中で、環境対応に関して、誤解をされている方も少なくないことから、今回本誌において、その誤解を解きながら、最後にJILSが提供する教育研修プログラムをご紹介します。

2. 3つの誤解

(1) 「改正省エネ法の報告義務対象企業のみ環境対応を行えばよい」という誤解

改正省エネ法では、すべての荷主及び輸送事業者が省エネ活動を義務付けており、特に一定規模以上の荷主及び輸送事業者（法律上それぞれ「特定荷主」「特定輸送事業者」と言う）について、エネルギー使用量等の定期報告及び省エネ計画の策定、提出が義務付けられています。ところが、後半部分のみ理解され、「特定荷主及び特定輸送事業者に該当しない企業は環境対応しなくてよい」と考えている企業が非常に多いのが現状です。

しかしながら、2007年12月に環境省より発表された「平成17年度環境にやさしい企業行動調査」の中の「環境マネジメントへの取組状況」の結果を見ますと、「環境に関する経営方針を制定している」と回答した企業の割合が82.9%、「具体的な目標を設定している」が82.6%、そして「具体的な行動計画



出典：「環境にやさしい企業行動調査」(2005年度環境省)

図表1 環境マネジメントへの取り組み推移(上場企業)

を作成している」が96.6%にもものほり、大多数の上場企業において環境対応を進めている現状が浮かび上がっております(図表1)。今後、これらの企業がグリーン調達などにより取引先に対しても環境対応を求めてくることは容易に想定できますが、その際に、「当社は特定荷主(あるいは特定輸送事業者)に該当していないことから、環境対応は行いません」ということで理解を求めることは、まず不可能だと考えられます。

(2) 「環境対応は金がかかる」という誤解

たしかに、省エネ機器の導入といった面でコストが発生するものもあることは事実です。しかしながら、環境問題への対応は新たなコストを招くものばかりではありません。コストダウンのために物流部門で進めている効率性向上に向けた取り組みは、環境負荷低減活動とほぼ一致します。例えば、「輸送における積載率向上」や「共同輸配送」は、トラックの総走行台数が減り、CO₂排出量削減とともにコスト削減に直結する活動です。また、「包装資材における環境負荷低減」では、単に包装資材の削減だけを考えるのではなく、輸送品質を維持し、かつ積載率も向上しながら包装資材の削減の検討を行い、最適な包装を進めることで、輸送、包装トータルでの環境負荷低減とコスト削減につながることであります。

(3) 「ロジスティクス分野における環境対応は物流部門だけでできる」という誤解

ロジスティクス分野における環境負荷を低減するためには、物流部門の業務範囲内だけでの検討では

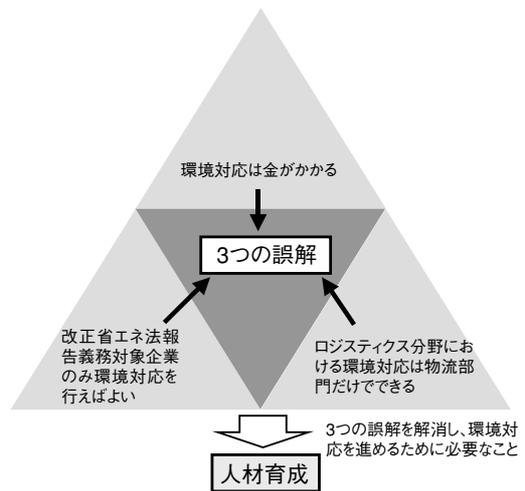
限界があり、他部門も含めた広い範囲での検討が必要となります。例えば、「モーダルシフト」や「多頻度小口配送見直し」は、ロジスティクス分野における環境負荷低減のための主要な施策ですが、「物流部門内でモーダルシフトの検討を行ったが、ダイヤ等の関係でリードタイムが長くなってしまいうことから実施できない」や「輸配送における環境負荷を低減するため、配送頻度を見直して大ロット化を進めたいが、営業からの要求には応えざるをえない」といったことで実施に至らないという話を耳にします。その要因の1つとして、「生産リードタイムや営業の納期、配送頻度等は絶対に変更できないもの」と、物流部門で思い込んでいることがあげられます。しかしながら、物流部門のみで検討を進めるのではなく、生産部門や営業部門等の関係部署も含めた多様な部門で改善策を幅広く検討することが、環境負荷低減施策実施の可能性を広げると考えられます。

実際に、他部門に係る事項を変更し、環境負荷低減に至った事例としては、①生産プロセスの抜本の見直しによる鉄道輸送利用（電機メーカー）、②毎日配送から曜日配送への切り替えによる大ロット化の推進（加工食品メーカー）といったものがあげられます。

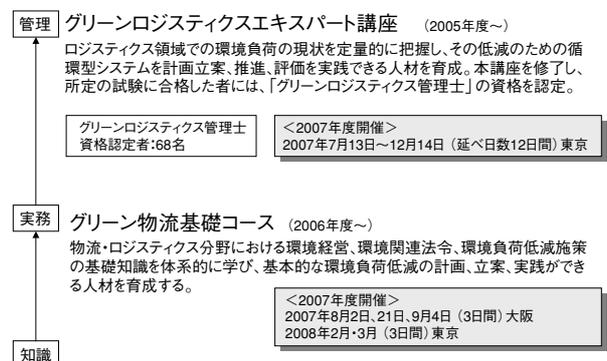
3. 環境対応を推進するための人材育成の必要性

今まで見てきた“3つの誤解”を解消し、企業内で環境対応を進めるために、最も必要なこととして、「人材育成」があげられます（図表2）。その中でも、環境負荷低減のための施策を立案し、その内容を自部門のみならず、他部門、あるいは他社（取引先等）へ説明、説得を行うことができる実務リーダーの育成が必要です。特に、他部門、あるいは他社に対して、計画案を説明する際に、削減効果に関する定量的評価がなければ、検討すら行ってもらえないことが想定されます。そのため、環境パフォーマンス算定するための正しい知識を身につけることが必要となります。その他、施策実施後、計画との差異を確認し、適切な改善策を検討、実施するといったPDCAサイクルを実践すること等も求められます。

また、改正省エネ法対応に関連することとして、省エネ計画等の作成を行うリーダー格の「省エネ責任者」の育成とともに、省エネ責任者の下で業務を遂行する実践者の育成という2つのレベルでの人材育成が最低限求められると考えられます。



図表2 人材育成の必要性



図表3 教育研修プログラム

4. JILSにおける取り組み

最後に、JILSにおける取り組みをご紹介します。JILSでは、企業における環境負荷低減活動を進めるための人材育成を目的として「グリーンロジスティクスエキスパート講座」、「グリーン物流基礎コース」といった教育研修プログラムを提供しており（図表3参照）、すでに多くの会員企業の皆様にご活用いただいております。特に、グリーンロジスティクスエキスパート講座では上述のリーダーの育成、グリーン物流基礎コースはリーダーの下で、業務を遂行する実践者として必要となる基礎的知識の習得ができるカリキュラムとなっております。まもなく、両コースともに開講を迎えますので、ぜひこの機会に参加のご検討いただければ幸いです。

【問い合わせ先】
 (社)日本ロジスティクスシステム協会
 ロジスティクス環境推進センター
 TEL. 03-5484-4021 FAX. 03-5484-4031
 cgl@logistics.or.jp